

児童相談所への通告時の留意点のチェック票

1. 通告時の伝達すべき項目

- 医療側の通告者の氏名
- 児の氏名、生年月日
- 保護者の氏名、居住地(住所)
- きょうだいの氏名、生年月日
- 医療ネグレクトの判断内容
- 両親への通告説明の有無
- 医療機関としての暫定的な方針
- 今後の医療機関の窓口

2. 意見書記載項目と留意点

- 患者氏名
- 年齢・性別
- 疾患名：日本語で記載し、略語は避ける。
-

1) 医療行為の必要性

- 現在の問題点：箇条書き等で簡潔に記載する
- 今回必要な医療行為の内容：手術術式、使用薬剤名などを記載する。
- 当該行為を行わなかった場合に予想される結果：治療しない場合の自然歴、死亡や重大な後遺症が起きる理由などを記載する。
- 医療行為に伴う合併症などの危険性・副作用について：自施設または学会等の集計値を用いた記述が望ましい。副作用は薬剤説明書の出現頻度などの代用可能。

2) 当該の医療行為が、標準的であることの根拠

- 当該医療行為のわが国での実施状況：治療法として確立された経緯やわが国での実施頻度など。
- 当該医療行為の自施設での実施状況：自施設での集計値を用いた記述が望ましい。
- 他の治療手段等との比較：代替の治療法の予後や危険性との比較。

3) その他

- インフォームドコンセントの実施状況：説明に用いた紙面のコピー等を添付する

あとがき

本手引きは、厚生労働科学研究費補助金による研究班が平成 20・21 年度の 2 年間で行った医療ネグレクトに関する調査研究結果や文献を基に作成されたものである。序文にも示したように、本手引きは、医療ネグレクトの判断や対応に関する考え方の例を示したものと位置づけている。したがって、いわゆるガイドラインのようにこの手引き通りに対応することを期待するものではない。しかし、それでも、医療ネグレクトへの対応経験のない医療機関や児童相談所が対応する場に遭遇したとき、実際の対応を考える上である程度参考にしていただける内容となっていると考えている。もちろん、本手引きの考え方が唯一絶対のものではない。本手引きについてお気づきの点があれば、ご指摘、ご教示いただければ幸いである。

平成 22 年 7 月 1 日

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金

(政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業))

医療ネグレクトにおける医療・福祉・司法が連携した対応のあり方に関する研究 (H20-政策-一般-003)

宮本信也 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

磯谷文明 (くれたけ法律事務所)

柳川敏彦 (和歌山県立医科大学保健看護学部)

山本恒雄 (日本子ども家庭総合研究所家庭福祉担当部)

